



広葉樹の枯れ木に自生するタモギタケ

目次

1. 組合長あいさつ	p1
2. 第55回通常総代会終了	p1
3. 令和7年度決算関係	p3
4. 令和8年度部門別の取組概要	p4
5. 令和8年度森林整備事業の実施	p5
6. 違法な森林開発の防止について	p7
7. 永年勤続表彰	p8
8. 地区別事業推進会議の質疑応答	p9
9. 旭川森林組合役員紹介	p11
10. 総代名簿	p12
11. 訃報	p13

ホームページもご覧ください。

旭川市森林組合

検索

組合員の動き

(令和 8 年 6 月末現在)

組 合 員 数

1,264名

森林所有面積

10,783.00ヘクタール



御挨拶

旭川市森林組合

代表理事組合長

明田 教義

緑溢れる季節を迎え、組合員の皆様には日頃より森林組合事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る2月開催の第55回総代会では、新総代の多数のご出席を賜り10件の提出議案が原案どおり議決されましたこと感謝申し上げます。

また、この度の役員任期満了に伴う改選が総代会で承認され、その後の理事会で引き続き代表理事組合長の重責を担う事になりました。微力ではありますが、頑張っていく所存です。宜しくお願い致します。

昨年は前木津組合長の体調不良による辞任で10月から急遽代表理事を務める事になり、皆様に助けられ、残任期間を務める事が出来ました。改めて深く感謝申し上げます。

さて令和8年度の当組合の森林整備予算は、組合実績比で108%の配分決定となり

ました。ただ、中東情勢の影響により、合板接着剤やオイルなど石油関連製品の調達難と価格高騰で出荷制限の動きが相次いでいます。

この様な先行き不透明の中、先人より受け継いだ森林を次世代に継承するため、地域林業を組合員の皆様に代わり守ることが森林組合の使命です。

このことから旭川市、比布町、東神楽町及び各関係機関の御理解と御協力を頂き、組合員様にご納得頂けるように事業を進めて参ります。

現在、主伐期に達した人工林の皆伐が増加しています。補助事業全体で植林・下刈りの割合が高くなっていますので、利用間伐は各事業の調整を図り推進します。

今年度も労働者が安全、安心に働ける環境づくりに努め、熊、熱中症、マダニ感染にも注意をはらい、災害ゼロに努めて参ります。

最後になりますが、引き続き

き組合員皆様の一層のご理解、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます、ご挨拶と致

します。

第55回通常総代会を終了



明田組合長
開会挨拶

令和8年2月26日午後1時30分より旭川市民文化会館において、第55回通常総代会を開催しました。

総代定数210名のうち、本人出席78名、委任代理人出席16名、書面決議88名、合計182名の出席で開会されました。

議長に比布地区の牧野勝頼総代を選出し、提出議案10件が原案のとおり可決承認を頂きました。

明田組合長は次のとおり挨拶致しました。令和7年度は円安やエネルギー価格の高騰で資材価格の上昇を招き、林業・木材業界も採算性の悪化や先行き不安が重なり、対応に苦慮した一年でした。

この様な中、当組合の森林



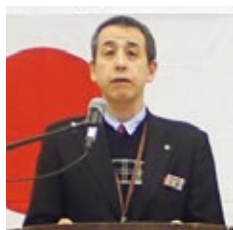
議長
牧野 勝頼 様



総代会風景

整備予算は前年比104%と確保されました。

森林整備部門は、森林資源



来賓挨拶
旭川市農林整備課 主幹
今野 智文 様



来賓挨拶
上川南部森林室長
齊藤 智裕 様



来賓挨拶
衆議院議員
東 国幹 様



来賓挨拶
旭川市議会林活議連会長
中野 寛幸 様



来賓挨拶
東神楽町長
山本 進 様



来賓挨拶
比布町長
村中 一徳 様



就任役員紹介

の循環利用の確立と次世代に引き継いでいけるよう地域の担い手として、各森林整備を実施して参りました。特に皆伐希望の森林所有者が多く、森林経営計画を基本に「伐つたら植える」を森林所有者の皆様様に理解頂き、森林の若返りを図り、造林未済地の解消に努めました。そして、この植林も9割がカラマツに集中してきた為、コンテナ苗を使用し植付け繁忙期の分散に取組みました。森林整備の取扱

実績は、市町有林の受注分を含め394haを実施しました。委託事業は、旭川市のみならず自然の施設設管理業務、アライグマ捕獲業務、林政アドバイザー業務、比布町のスキー場草刈業務を受注し事業確保に努めました。販売部門は、梱包材、パレット材など製品の荷動きが悪い状況でしたが、道森連をはじめ取引先と事前に打合せをしながら、木材需要の求めに応じて皆伐を進め、林産事業

は前年比136%の取扱いとなりました。

指導部門は、令和6年度から賦課金を廃止しましたが、広報誌「旭川の森林」は継続して発行し、組合員への情報発信に努めて参りました。

森林環境教育として、一般市民を対象にクリスマスリース作り講習会、きのこ講習会については午前と午後を開催し、森林の魅力や木材利用の楽しさをお伝え致しました。

造林地の測量や森林調査の省力化、軽労化、効率化を図るため、森林GIS、測量器、森林管理システムを補助制度により更新しました。このほか基本ソフトのサポート終了に伴い、事務所のパソコン入替と組合員管理、財務会計システムも更新させて頂きました。

令和7年度の事業実績は、事業総収益3億5,434万円、当期剰余金670万円、前期繰越剰余金を合せ当期未処分剰余金892万円となりました。

令和8年度の事業計画について、政府は令和8年度予算案を閣議決定し、今年度の森林整備予算は前年度とほぼ同じ水準となりました。限られた森林整備予算で配分された補助金を有効かつ適正に活用

して参ります。

森林整備部門は、気象災害による被害地造林にも取組み、森林整備全体で380haの実施を目指して参ります。

販売部門は、全体的に荷動きが悪い状況にありますが、系統販売を中心に組合員の原木を少しでも有利に販売できるように努めて参ります。

林道整備で使用するミニバックホーが導入から20年経ち、故障や修理が多いため更新を計画します。このほか伐採跡地を組合の教育展示林として造成するため、林地の取得も計画致します。

最後に令和8年度の事業運営にあたり、役職員一丸となつて信頼される組織運営に努めますとともに事業の安全にもしっかりと取組んで参りますので、組合員皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げますと開会挨拶した。

ご来賓として衆議院議員東国幹様、上川総合振興局上川南部森林室長 齊藤智裕様、旭川市農政部農林整備課主幹 今野智文様、比布町長 村中一徳様、東神楽町長 山本進様、旭川市議会林業活性化推進議員連盟会長 中野寛幸様をはじめ多数の方々のご出席を頂きました。

議案

●議案第1号

令和7年度事業報告書及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細表及び剰余金処分案）について

●議案第2号

令和8年度事業計画の設定について

●議案第3号

令和8年度内における借入金の最高限度額決定について

●議案第4号

令和8年度における一組合員に対する貸付金の最高限度額の決定について

●議案第5号

一組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度額及び事業年度内における債務保証の最高限度額の決定について

●議案第6号

余裕金の預け入れ先の決定について

●議案第7号

各種補助金の代理申請に係る事務取扱手数料率の決定について

●議案第8号

令和8年度役員報酬の決定について

●議案第9号

役員選任について

●議案第10号

退任役員に対する慰労金の支給について

部門別の取組概要

●運営の基本方針

- (1) 組合員に信頼される組織体制の確立に努めます。
- (2) 森林経営計画を基本に、伐採後の再造林を着実に進め造林未済地の解消と森林資源の保続に努めます。
- (3) 森林整備の推進にあたり旭川市、比布町、東神楽町に行政支援を要請し、所有者負担の違いが生じない事業を実施して参ります。
- (4) 担い手の育成・人材確保に向け、導入した林業機械で直営による皆伐事業を行い通年雇用に取り組みます。
- (5) きのこ栽培講習会やリース作りの開催、薪、きのこ資材の取扱を通じ、森林の魅力や木材利用の重要性を一般市民に発信して参ります。
- (6) 労働安全衛生に係る様々な取組や対策をとるとともに、安全パトロールを実施し災害ゼロ・安全第一の職場環境に努めて参ります。



安全パトロール（直営植付現場）

●指導部門

- (1) 森林組合系統運動「JForest」プロジェクト2030の実践
- (2) 造林、除間伐、下刈、路網整備等の企画推進及び指導
- (3) 木育活動（マイ箸作り、キッズ講座、きのこ栽培講習会、リース作り、その他）
- (4) 森林認証の普及
- (5) 山火事予防と不法投棄防止の啓発
- (6) 組合員への情報発信（広報誌の発行、森林施業現地検討会、懇談会）



リース作り（組合事務所）

●販売部門

- (1) 集約化による素材生産コストの軽減を図り、組合員への利益還元に努める
- (2) 系統販売力の強化と経費の削減に努める
- (3) 原木流通の状況を見極め、森林所有者の意向に答えられる様、人工林の皆伐を推進
- (4) 薪の販売、特用林産物の販売

●森林整備部門

・森林整備事業

- (1) 森林経営計画を基本に行政支援の違いが生じない造林・下刈・枝打ち・除間伐事業の実施
「森林整備計画」

植林	57	73	ha
被害地造林	19	59	ha
下刈	23	20	ha
除伐	6	28	ha
利用間伐	55	26	ha
皆伐	58	00	ha

- (2) ドローンを活用したスマート林業の取組
- (3) 民間事業体と連携を図り、効率的な森林施業に努める
- (4) 搬出間伐・下刈・植林の森林整備は所有者負担を願ひ、森林整備の推進に努める
- (5) 主伐地に対する確実な再造林を行い、造林未済地の解消に努める
- (6) 労働災害防止に向けた講習会、研修会、安全大会を開催し災害ゼロに努める

・利用事業

- (1) 林道等整備事業を旭川市と比布町で取組む
- (2) 請負事業のほか入札へ積極的に参加し、事業量の確保を図る
- (3) 森林保険の加入推進と災害時に於ける被害調査、申請事務

・購買事業

- (1) 造林用山行苗木、緑化木、果樹苗木の斡旋
- (2) 野鼠駆除剤の斡旋
- (3) きのこ栽培資材の斡旋（原木、ほだ木、各種菌）
- (4) 暖房器具の斡旋



直営による造材作業（東旭川町瑞穂）

・林地供給事業

- (1) 林地流動化情報の収集、林地斡旋、売買
- (2) 森林経営計画の認定を受けることが確実である組合員への斡旋

・金融事業

- (1) 林業改善資金及び日本政策公庫資金の取扱い事務

●その他

- (1) 合併によるメリット実現のため、組織及び経営の体制強化を図る
- (2) 組合所有林（教育展示林）の取得等について
- (3) 森林環境税の活用方法の検討
- (4) 高校生等のインターンシップ（就業体験）の受入

●固定資産取得計画

- (1) ミニ油圧ショベル（林道整備）
1,000万円
- (2) 林地（教育展示林）
50・2万円

令和
8年度

森林整備事業の実施

令和8年旭川市森林組合の森林整備予算は前年実績比108%の配分決定となりました。現在、植林、下刈等を実施する直営作業員は11名体制で作業を行っています。

系統全体で「伐ったら植える」を組合の使命としており、皆伐と植林をセットで計画的に事業を実施しています。その為、造林予算の関係上2〜3年お待ち頂いております。

組合員の皆様にはご迷惑をおかけしますが何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。



植付作業

■植林

今年度は植林57ha、被害地造林19haを計画しています。補助事業による植林の所有者負担はhaあたり上限7万円です。但し、組合が関与しない皆伐後の植林は全額負

担となります。被害地造林は所有者負担がありません。

■下刈

下刈は231ha計画し現場の状況を確認しながら、所有者との合意の下で6〜8月中旬まで作業を実施します。所有者負担は、haあたり5〜10千円です。



下刈作業

■利用間伐

山林の状況に応じ定性間伐と列状間伐による間伐を55ha計画しています。

昨年同様、利用間伐は所有者負担がありますが、間伐材の販売代金から所有者負担を頂きますので、実際の持ち出しはありません。尚、令和7年の間伐素材代の還元金は69〜275千円/haの幅があり平均で182千円/haです。

■その他

除伐、保育間伐、枝打ちは所有者負担がありません。

■補助事業についての注意点

【注意1】補助金を活用して森林の手入れをするには、組合員の皆様と森林組合が森林経営委託契約を締結し、森林経営計画が樹立されていなければなりません。

【注意2】補助金を活用して森林整備（間伐、植栽、下刈等の保育）を実施した山林は、実施した次の年から5年間は、森林以外への転用や全面伐採を行うと補助金を返還しなければならぬのでご注意ください。



作業員の皆さん

とみはら自然の森

5月4日より「旭川市とみはら自然の森」の施設管理業務を行っています。

とみはら自然の森は旭川市内江丹別（中心部から車で約40分）にある森林と林業の理解を深めてもらうことを目的とした施設です。森の散策路は約2・5kmあり、森林全体を歩くと2時間ほどかかります。今年も祝日を除く水曜日が閉園日です。

開園期間 5月5日（火）から

開園時間 10月25日（日）まで

午後9時から

午後3時まで

閉園日 祝日を除く水曜日



交代で施設を管理される皆さん

労働安全衛生講習会を開催しました

4月17日組合会議室において組合作業員、職員、協力事業体（12社）の総勢48名が参加して安全講習会を開催しました。

講師には林材業労災防止協会北海道支部の安全指導員・横石幸雄様を迎え、令和8年度安全スローガン「なにか違う見逃すな、その感覚ミス防止」と題して過去の災害事例



労働安全講習会

から災害防止策について講義頂きました。

このほかマダニ刺され防止策、熱中症対策、蜂刺され防止対策、林野火災注意などについてもお話を頂きました。

今年も一人一人が安全意識を持ち、安全行動に心がけ、安全作業を一番に取組んで参ります。

講習会開催前に、須藤アドバイザーが講師となりコンプライアンスと森林認証制度の研修を行いました。



コンプライアンス研修

きのこ栽培講習会を開催しました

4月7日組合事務所、午前・午後にはわたり、初心者向けきのこ原木栽培講習会を開催しました。組合職員が講師となり、榎木の管理方法について座学を行った後、原木を使って駒打ちを行いました。皆さん楽しんで作業をしていました。

植菌したミズナラとシラカバの木を各1本持ち帰り出るとあって、募集時はすぐ定員（各20名）となりました。



きのこ講習会

北の森学院生に植付の指導

令和8年5月25～26日の2日間、北海道立北の森づくり専門学院生から外部講師の依頼を受け、当職員が現地で1年生18名に植付けの指導を致しました。場所は東旭川の旭川市有林です。0.84ha、680本のカラマツ植林です。2年間の学習に臨み、様々な林業関係の企業、団体に就職され、北海道の森林で活躍されることを期待します。



北の森学院生に植付指導（旭川市有林）

違法な森林開発の防止について

森林所有者が森林の立木を伐採する場合、事前に届出することが義務付けられています。

令和7年度に、北海道内の民有地2か所で違法な開発行為が発覚しました。森林法に基づく林地開発許可を得ずに、違法に森林が伐採されました。

こうした事実を踏まえ、北海道は違法な開発行為の抑止に向け取組を強化しました。ここで「林地開発許可制度」についてお知らせします。あらかじめフローチャートで大まかな内容をチェックしておく目安です。

林地開発許可制度とは

許可が必要な場合？

保安林以外の民有林で、**1ha(10,000㎡)を超え**る開発（**太陽光発電設備**を設置する場合は、**0.5ha**を超える開発）を行う場合は、事前に**知事の許可**が必要です。尚、面積が1ha未満の場合でも、**複数回の開発行為**を行うことで、最終的に全体の面積が**1haを超える場合は、知事の許可**が必要です。

※太陽光発電に関しては、令和5年4月から基準が変わりました。

対象森林は？

対象となる「森林」は、国有林と保安林以外の**地域森林計画の対象**となっている森林です。

面積が1ha以下の開発行為は？

森林を伐採する日の**90日から30日前**までに管轄市町村に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

許可を受けずに開発行為を行った場合は？

森林法に基づき監督処分や罰則が科されます。

伐採造林届出制度の対象フローチャート

森林の立木の伐採を行う場合

保安林等に指定されているか

はい

保安林関係手続きが必要

詳細は、都道府県林務部局にご相談下さい。

いいえ

地域森林計画の対象民有林か

いいえ

届出不要

はい

1ha超^(※1)の土地の形質変更^(※2)に該当するか

はい

林地開発許可が必要

詳細は、都道府県林務部局にご相談下さい。

※1 太陽光発電設備の場合は、0.5ha超
※2 土石等の採掘、宅地の造成、土砂捨てその他物件の堆積、建築物等の新築・増築など

いいえ

届出の適用除外に該当するか

はい

届出不要

※下記は一例です。不明な場合は市町村へご確認下さい。
・小規模な危険木、支障木の伐採
・森林経営計画で伐採する場合(事後届出が必要)

いいえ

伐採造林届出制度の対象

森林を伐採する日の90日から30日前までに管轄の市町村に提出が必要です。

永年勤続者表彰

総代会の席上において、明田組合長より永年勤続者に対し、表彰状と記念品を贈り、永年にわたる労をねぎらいました。受賞された方は、次のとおりです。当日欠席された方には、後日、組合長から賞状と記念品をお渡ししました。表彰された皆様、おめでとうございます。

総代10期勤続表彰者

・西神楽地区 小畑 忠義様
・西神楽地区 勝原 一誠様
・西神楽地区 水嶋 豊様
・東旭川地区 大津 輝雄様
・東旭川地区 水口 克子様
・東旭川地区 宮本 勝様



左から明田組合長、水口克子さん

作業班員勤続者表彰

・10年勤続 山本健太郎様



左から明田組合長、山本健太郎さん

■注意すべき事項

- ① 鈴や笛など音の出るもので自分の存在をクマに知らせる
 - ② 早朝、夕方は注意して下さい（クマの行動が活発です）
 - ③ 単独行動は避けて下さい
- もしもクマに遭遇したら
- ① 落ち着いて、クマに背を向けずにゆっくり後退して下さい
 - ② クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう

今年も各地でヒグマによる人身被害が発生しています。登山・ハイキング・山菜採り等で被害を防ぐためには、ヒグマに出会わない事が最も重要です。



賦課金は廃止しています

お知らせしていますが、令和6年度から賦課金を廃止しています。
なお、令和5年度までの分で、まだ未納の方は、納付をお願い致します。

地区別事業推進会議の質疑応答

4月8～10日に亘り各地区で開催した
地区別懇談会の主な質疑とその回答です。

問 補助金を利用して保安林の間伐をして頂きたい。

答 間伐の補助金が減り、事業自体も減少している。保安林は伐採制限などが厳しく、他の間伐と集約できればと思う。

問 職員の数が減っているが、人数は増やさないのでですか。

答 今すぐではないが、将来的に増やしていきたい。

問 ha当たりの植林の所有者負担はいくらですか。

答 ha当たり7万円です。

問 東神楽のアライグマ被害は、東神楽町は、令和7年度は山林で約40頭、農家で約100頭捕獲している。

問 最近、山林火災が多いが、森林保険の加入率は、
答 全体の約10%。山にお金をかける人が少ないです。

問 苗木の取扱金額は2,254万円もかかるのですか。

答 77haの植付けに沢山の本数が必要で、これだけかかります。

問 旭川市のクマはどうですか。

答 昨年の目撃は過去最高です。カメラ、ヘアトラップを設置して個体数を把握したり、罠を設置して捕獲している。

問 森林認証とは何か。自分達の山に直接関係するのですか。

答 関係しています。違法伐



西神楽地区



東旭川地区

採を防ぐため、木材に付加価値を付ける世界中で広まった政策。組合は国内のSGEC認証に加入。木を伐って製材するまでの情報が記録されている。まだまだ認知されていないので広めていきたい。

問 木を伐つても林道整備にお金がかかりマイナスになるのは不公平。昔は木が倒れ停電したことがあり、皆が集まって片付けした事があった。今はそれが出来ないで、どうにか林道整備をしてほしい。10号沢は雪で木が倒れ電線が切れてしまい停電もしたので対応してほしい。

答 ここでは解決できないので問題提起として伺い、市や町、北海道に相談します。

問 林道が自分の山の手前で止まっているので、木を伐つても材が出せないと言われた。

答 個人の山に林道をつけるのは、事業費が高く個人負担になるので、なかなか手がつけられない。林道は個人で管理してもらうのが基本になります。

問 市内山林でアライグマを見つけたら罠を貸し出してもらえますか。

答 農地は旭川市の農政部にお問い合わせ下さい。山林は組合に連絡下さい。

問 除伐と根踏みについて教えて頂きたい。

答 根踏みは秋に植えた苗木が越冬すると根元がゆるむので、枯



東神楽地区

損を防ぐため春に踏み直す作業です。除伐は侵入木と不良木を伐って光を当てるようにすることです。

問 去年の雪で林道や林内に木が倒れたので伐ってほしい。

答 雪が解け林道に入れるようになったので、これから片付けます。林内に倒れているものは被害の部分を更新しく植えるか、天然更新するか色々な方法を所有者と個別に相談していききたい。

問 雪害は森林保険の対象になりますか。

答 気象災は基本的に対象になります。

問 組合長は現場に何回行きましたか。



比布地区

答 昨年10月に就任してから4回現場に行きました。

問 現場でクマ対策はしているのですか。作業中に出てくるのですか。旭川市にクマがどれ位いるのですか。

答 去年から熊スプレーを配布している。作業中はお出していない。3年間で46頭確認。写真に写るだけでも倍いるかもしれない。

問 シカに畑や木が荒らされている。対策するべきではないか。

答 山林ではシカの被害額が出ていないが、あまりに被害が出るようであれば行政に相談し対策したい。

問 総代を選ぶのが大変なら総代制ではなく、総会制の考え方に変わる時期ではないか。

答 総会制にすると何人出席するかわからない。総代の数を減らせるよう進めています。

問 理事の定数について、次の改選期に変えるよう検討頂きたい。

答 理事会での話し合いをより活発にして頂くため理事者で役員定数について協議会を立ち上げました。色々と話をして検討します。

組合員各種届出のお願い

① 相続、死亡等により山林名義の変更をしたとき（相続の場合は、相続開始後300日以内です。）



② 自宅の住所・連絡先が変更になったとき各種届出の必要がありますので、組合事務所までお問い合わせくださいますようお願い致します。

※各種届出用紙は、ホームページからもダウンロードできます。

森林調査等のために森林に立入ります

【立入り調査内容】

- (1) 森林整備等の実態調査
 - (2) 除・間伐予定地の実態調査
 - (3) 林道、歩道、作業道予定地の実態調査
 - (4) 未立木地の調査など
- 調査のために関係職員が随時立入調査を実施しておりますのでご協力下さい。よろしくお願い致します。

組合員所有地の森林に森林組合関係職員が森林施業等の調査のために、立入り致しますのでご承知置き下さい。

山林の売買は林地供給事業で

林地供給事業とは、規定に基づき林地を譲渡（売買）した場合に、その譲渡人に対し税法上の恩恵として、譲渡所得から800万円が特別控除されますので、売買を希望する方は是非組合にご相談下さい。

旭川市のアライグマ捕獲業務

アライグマが箱罠に掛かった方へ

■ 当日8時30分～9時00分までに連絡いただければ、当日伺うことができますが、遅れた場合、翌日以降の回収となる場合があります。

連絡先 旭川市森林組合 080-6083-2355

■ 土日休日はアライグマの回収は行いません。

● 1日1回、箱罠の確認をお願いします。餌がない場合には補充をお願いします。
● アライグマの情報（目撃・痕跡・被害）をお寄せください。



アライグマ捕獲業務打合せ

旭川市森林組合役員紹介

去る2月26日開催の総代会において役員改選が行われ、理事12名、監事2名が選任されました。その後開催された理事会、監事会で代表理事組合長に明田教義氏、副組合長2名に久保宣夫氏、木村清志氏、代表監事に高倉忠氏が就任されました。組合員皆様の負託に応え信頼される組合として役職員一丸となって全力を尽くす所存です。今後ともよろしくお願い申し上げます。



理 事
飯田 賢治
(選任区 6区) 再任



理 事
定岡 秀樹
(選任区 5区) 再任



副組合長理事
木村 清志
(選任区 2区) 昇任



副組合長理事
久保 宣夫
(選任区 6区) 再任



代表理事組合長
明田 教義
(選任区 5区) 再任



理 事
大杉 貴之
(選任区 1区) 再任



理 事
島田 憲和
(選任区 3区) 再任



理 事
安田 隆
(選任区 2区) 再任



理 事
安孫子 順一
(選任区 4区) 再任



理 事
高畑 義孝
(選任区 3区) 新任



監 事
日下 猛文
(選任区 1区) 再任



代表監事
高倉 忠
(選任区 3区) 再任



理 事
武石 正志
(選任区 1区) 再任



理 事
加藤 正美
(選任区 4区) 新任



前代表理事組合長
木津 勝
(選任区 3区)4期10年7ヶ月

退任役員挨拶

平成27年3月から理事として、更に令和3年3月から代表理事組合長として、のべ4期10年7ヶ月に亘り事業運営に参画できましたこと思い出多い経験になりました。組合員各位のご理解ご協力を頂きましたこと心からお礼申し上げますとともに、組合員のご繁栄と組合のご発展を祈願し退任のご挨拶と致します。

組合の 業務時間

完全週休2日制に移行しています。

- 業務時間：
 - ◎夏季時間 (5月1日～11月30日) 8:00 ～ 17:00
 - ◎冬季時間 (12月1日～4月30日) 8:30 ～ 17:00
- 休 日：土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始

PROFILE

名 称 旭川市森林組合
 設 立 昭和45年3月26日
 所 在 地 北海道旭川市
 工業団地3条1丁目2番15号
 代 表 電 話 0166-36-4268
 F a x 番 号 0166-36-4290
 代 表 者 名 代表理事組合長 明田 教義
 従 業 員 数 29名
 組 合 員 数 1,264人
 森林所有面積 10,783⁰⁰ha
 出 資 金 91,101千円
 事 業 区 域 旭川市・比布町・東神楽町の区域
 email:asahikawa@a-sinrin.com
 URL:http://www.a-sinrin.com



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

- ・森林づくりは人づくり
- ・景観に優れた美しい森林づくり
- ・適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・活力ある組合 信頼の森林づくり

(前)	(前)	(前)	(前)	(前)	(元)	(元)
総	総	総	総	総	役	役
代	代	代	代	代	員	員
南	宮	太	上	岩	菱	藤
		本	田	野	崎	沼
孝	清	敏	裕	甲	忠	
二	成	雄	幸	子	雄	悟
令	令	令	令	令	令	令
和	和	和	和	和	和	和
七	七	七	七	七	八	七
年	年	年	年	年	年	年
十	十	八	七	四	五	八
一	一	月	月	月	月	月
月	月	月	月	二	十	十
二	二	七	一	十	一	日
十	日	日	日	三	日	
六				日		
日						

永年組合の事業推進にご尽力をいただきました。
 ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

訃報



台風や集中豪雨、火災
 など万が一の災害に
 備えることができます。

森林保険

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

保険金の
 お支払いの
 対象となる
 8つの災害



旭川市森林組合